

継続

各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿
(参考送付先)
庁内関係各局部課長
各附属機関の長

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丙刑企発第40号、丙生企発第50号
丙組企発第40号、丙交企発第56号
丙備企発第83号、丙外事発第42号
平成31年3月27日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

公判対応の強化について

公判対応については、昭和61年に制定された刑事警察充実強化要綱において、公判対応体制の確立が示され、さらに、「ち密な捜査の推進強化について」(平成2年5月17日付け警察庁丙刑企発第13号、丙防企発第15号、丙交指発第16号、丙公一発第16号。以下「2年通達」という。)により、公判連絡係の任務が規定されたところであるが、最近の捜査段階からの弁護活動の活発化等により、公判において事実認定等をめぐって争われる傾向がますます強まっている。このため、下記により、公判対応を強化するための施策の推進に努められたい。

記

1 公判対応体制の強化

(1) 公判連絡係の改称

最近の公判対応の重要性にかんがみ、2年通達に規定する公判連絡係を公判対応係と改称する。

(2) 公判対応責任者の設置

ア 2年通達に規定する本部要指導事件のうち起訴された事件、公判において新たに問題が生じた事件等(以下「公判対応対象事件」という。)について、組織的かつ効果的な公判対応を行うため、公判対応責任者を置くこと。

イ 公判対応責任者は、捜査実務、捜査手続及び公判手続に精通した警視(各県警察の実情に応じて警部)の階級にある警察官をもって充てること。

(3) 公判対応責任者の任務

ア 公判の争点等の把握及び警察本部事件主管課等との緊密な連携の保持

公判対応対象事件について、公判の争点等を確実に把握するとともに、警察本部(警視庁又は道府県警察本部をいう。以下同じ。)事件主管課、警察本部事件主管各部内の捜査の適正化に関する事務を分掌する指導官、指導担当補佐等(以下

「各部指導官等」という。)、さらに警察署が主体となって当該事件の捜査を行ったときはその警察署に公判の争点等を通報することなどにより、緊密な連携保持に努めること。

イ 公判対応についての検察庁との組織的な対応

各都道府県警察の窓口として、検察庁の公判担当検事等と公判対応について協議するなど、検察庁との組織的な対応に当たること。

ウ 補充捜査実施のための助言、支援等

公判対応対象事件について補充捜査を行う必要が生じた場合、警察署が主体となって当該事件の捜査を行ったときは、警察本部事件主管課がその警察署に対して補充捜査に関する指導等を行う際に、助言、支援等を行うこと。

また、警察本部事件主管課が主体となって当該事件の捜査を行ったときは、補充捜査を行うその警察本部事件主管課に対して助言、支援等を行うこと。

エ 無罪事件及び困難な立証に成功した事件の分析・検討への参画

無罪判決が下された事件及び間接証拠の積み重ね等によって有罪判決を得た事件について、警察本部事件主管課長又は各部指導官等が分析・検討を行う場合に、公判の経過、争点等を知悉しているという立場から、これに積極的に参画し、その結果をその後の公判対応に反映させること。

オ 公判対応に関する教養等

警察職員に対し、公判対応に関する教養等を行うこと。

2 公判対応についての検察庁との緊密な連携

特に問題のある公判対応対象事件については、公判対応責任者が中心となって、警察本部事件主管課幹部を交えて検察庁の公判担当検事等と随時実務的な警・検連絡協議会（仮称）を開催し、公判対応対象事件についての公判対応を協議するなど検察庁と緊密な連携を図ること。

3 警察署に対する巡回指導の強化

警察署に対する巡回指導を強化し、公判対応対象事件の新たな把握や公判を踏まえた捜査についての指導を強化すること。

4 少年審判における対応

少年審判過程における家庭裁判所等関係機関との対応については、少年審判の特殊性等にかんがみ、主として、「少年事件の捜査指導等の徹底について」（平成5年11月15日付け、警察庁丙少発第23号、丙防企発第50号、丙刑企発第48号、丙暴一発第15号、丙交指発第44号、丙備企発第76号）により定められている少年事件捜査指導官が行うものとし、公判対応責任者及び公判対応係は、これと緊密な連携を図ること。

5 高等裁判所係属中の公判対応対象事件に対する管区警察局等の措置

管区警察局は、その管轄区域内の府県警察の公判対応対象事件であって高等裁判所に係属中のものについて、公判の争点等の把握に努め、当該府県警察による公判対応が円滑に行われるよう配慮すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成6年10月24日

(有効期間：平成31年3月31日)